

## 保存樹木の指定解除について

### ■ 保存樹木の指定解除（杜の都の環境をつくる条例第 19 条第 6 項）

市長は、保存樹木等又は樹木保存区域の全部又は一部が第 1 項又は第 2 項に規定に適合しなくなったときは、その保存樹木等又は樹木保存区域の指定を解除し、又は変更し、及びその保全計画を廃止、又は変更するものとする。

### ■ 指定解除する保存樹木

指定番号	15	樹種 (呼称)	ゴヨウマツ（マツ科） （資福寺の五葉松）		
指 定	第 1 次指定（昭和 50 年 6 月 5 日）				
推定樹齢	200 年	樹 高	12.20 m	幹 周	1.4 m
所在地	青葉区北山一丁目 地内				
解除理由	枯損				

※表中の「推定樹齢」は指定時、「樹高」及び「幹周」は H27 年度一斉調査時の数値

### ■ 経緯

- 平成 27 年度に実施した 5 年に 1 度の保存樹木一斉調査では、健全であるとの診断を受ける。
- 平成 28 年度、5 年に 1 度実施する松枯れ防止の樹幹注入について、所有者の了解が得られなかったため実施できず。理由は、前回（平成 23 年度）の樹冠注入後に一時的に樹勢が弱まったからとのこと。
- 平成 29 年度末頃から樹勢の衰弱が確認され、平成 30 年 9 月 27 日、所有者から枯損したとの報告を受ける。
- 10 月 2 日、宮城県樹木医会の診断によると、周囲に松枯れ被害木が複数確認されていることもあり、衰弱した本樹木にマツノザイセンチュウが侵入したことによる複合的な原因と推測されるとのことである。
- 本樹木は、資福寺境内内の観音堂への参道沿いにあるため、早期に伐採したい意向を所有者が示したため、10 月 19 日、本審議会会長へその旨を報告。

■ 位置図



■ 樹木の様子



平成 28 年 3 月撮影



平成 30 年 9 月撮影